

神奈川県川崎競馬組合職員定数条例

(平成12年4月1日条例第8号)

改正(令和2年2月25日条例第3号)

改正(令和5年4月1日条例第1号)

改正(令和6年3月29日条例第1号)

改正(令和6年8月1日条例第3号)

(趣旨)

第1条 この条例は、神奈川県川崎競馬組合の事務局に常時勤務する者(以下「職員」という。)の定数を定めるものとする。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、35人とする。

(定数外職員)

第3条 前条に定める職員のうち休職者は、これを定数外とすることができる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和6年8月1日から施行する。